

領事出張サービス参加申込書

1. 申請者氏名を日本語で記入してください。(複数の場合は、申請者全員の氏名をコンマで仕切りご記入ください。)

申請者氏名: _____

2. 日中の連絡先 (申請者が複数の場合は代表者についてご記入ください。)

電話 : (_____) _____ - _____

E-mail : _____ @ _____

3. 新旅券の受け取りを希望する会場、日時は以下のとおりです。

(確実に来場可能な日時を検討ください)

実施地域 : _____

実施日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 曜日

完全予約制とするため、当日の来場可能な時間帯をお知らせください。
実際に来場いただく日時は後日、個別に Email 連絡させていただきます。

時台から 時台の間で来場が可能です

4. 郵送による旅券仮申請を行う際の留意点 (特に有効旅券をお持ちの方)

- (1) 今回の郵送による申請はあくまでも「仮申請」であり、領事出張サービス当日が「正申請」となります。
- (2) 領事出張サービス当日に旅券を受け取らなかった場合には、「仮申請」は申請を自ら取り下げ(辞退)したものとして処理され、再申請が必要となります。(作成済み旅券は交付できません)
- (3) 再申請の際には、原則として申請書および必要書類は、改めて再提出することになります。

以上3点の内容に同意した上で、郵送により新旅券を仮申請します。

申請者(複数の場合は代表者) 署名 (戸籍上に記載されている日本語名)

(署名)

(裏面もあります)

5. 以下の項目に該当する方は御回答ください。

• 申請者が18歳未満の未成年の方

父母の双方が親権を有する場合には、親権者の同意が必要となります。申請者の両親権者はお子様の旅券申請に同意されていますか？

はい いいえ

同意している場合は、旅券発給申請書の裏面にある法定代理人署名欄へ
父母双方が署名をしてください。

双方の署名が記入できない場合には、法定代理人署名欄に父、母のどちらかが署名を行い、その横に以下を記入ください。

「私は、他方の親権者〇〇〇〇の同意を確認しました」

※ **申請書裏面の法定代理人の署名欄は戸籍のとおり、崩さず日本語で記入ください。署名欄の不備がよくみられますので、必ず記入例を確認の上で記入ください。**

• 旅券の有効期限が1年以上残っているが、例外的に更新手続きを希望する方

(出張サービス当日から起算して1年以上残存期間がある場合)

通常、旅券の更新申請は残存期間が1年未満になってから可能ですが、以下の項目に該当する場合は更新が可能です。なお、現有旅券の有効期限の残り年数を新旅券の有効期限に加算することはできません。

該当項目にチェックしてください。

査証欄の余白ページがなくなったので新しい旅券冊子が必要
(新規5年、10年旅券を申請できます)

旅券の記載事項(氏名や、本籍の都道府県名)に変更が生じ、訂正が必要
この場合は以下からお選びください。



- 残存期間同一旅券を希望する
- 5年用または10年用の新規旅券を希望する

※ 残存期間同一旅券とは、現有旅券と有効期間満了日が同一となるパスポートを新しく発行するものです。5年、10年用の新規旅券より手数料が少額となります。ただし、12歳未満のお子様は、残存期間同一旅券と新規5年は**手数料**が同額のため、5年旅券を申請してください。